

千葉県耐震シェルター設置費補助事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震シェルターの設置について必要な事項を定め、耐震シェルターの設置に要する費用の一部を補助することにより、耐震シェルターの設置の促進を図り、地震による住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び身体を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 本市に存し、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物をいう。

ア 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物で、一つ以上の居室があり、専用の出入り口、台所及びトイレがあるもの

イ 専用住宅又は兼用住宅

(2) 専用住宅 専ら居住を目的に設計し建設された建築物で、店舗、事務所、作業場等の用に供する部分がないものをいう。

(3) 兼用住宅 住宅及び住宅以外の用に供する部分がある建築物で、住宅以外の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満のものをいう。

(4) 木造住宅 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅をいう。

ア 柱、梁等の主要構造部が木造で、在来の軸組工法によって建てられたもの

イ 地上階数が2以下で、一戸建てのもの

(5) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守るために、原則として住宅内の1階部分に設置する部屋型の装置で、公的機関等での強度試験等のデータをもとに一定の安全性が確保されたものをいう。

(6) 補助対象住宅 次に掲げるすべての要件に該当する木造住宅をいう。

ア 昭和56年5月31日以前の耐震基準(以下「昭和旧耐震基準」という。)に基づいて設計・建設されたもの

イ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの又は誰でもできるわが家の耐震診断の結果、評点の合計が7点以下のもの

ウ 都市計画法又は建築基準法に違反していないもの及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき、指定された区域に建築されていないもの

エ 過去に千葉県耐震シェルター設置費補助事業又は千葉県耐震

改修費補助事業による補助金の交付を受けていないもの

オ 所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等以内の親族が居住していること。ただし、市長が認める場合は、この限りではない

(7) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する誰でもできるわが家の耐震診断、一般診断法又は精密診断法により地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。耐震診断においてソフトウェアを使用する場合、当該ソフトウェアは、一般財団法人日本建築防災協会の評価を受けたものでなければならない。

(8) 木造住宅耐震診断士 千葉市耐震診断助成事業要綱第12条第1項の規定による登録を受けた千葉市木造住宅耐震診断士をいう。

(9) 施工者 耐震シェルターの設置を行う者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に本店、支店又は営業所等を開設している者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者

イ 市内に本店、支店若しくは営業所等を開設している者又は市内に居住する者で、次に掲げるいずれかの要件を満たす者。ただし、工事費が500万円未満の場合に限る。

(ア) 高等学校又は大学において建築学又は都市工学に係る学科を修め、建築工事に関する実務経験を、高等学校卒業後5年以上又は大学卒業後3年以上有する者

(イ) 建築工事に関する実務経験を10年以上有する者

(ウ) 建築士又は建設業法第27条に基づく建築施工管理技士の資格を有する者

ウ 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者

(10) 補助事業 この要綱及び千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱に基づいて耐震シェルターの設置を行う補助事業者に対し、市が補助金を交付する千葉市耐震シェルター補助事業をいう。

(11) 補助事業者 次に掲げるすべての要件に該当し、市からの補助金の交付を受けて補助対象住宅に耐震シェルターの設置を行う者をいう。ただし、補助事業者がこの要綱により補助金の交付を受けることが困難であると、市長が認める場合は、この限りではない。

ア 補助対象住宅を所有している者。

イ 本市の市税を滞納していない者。ただし、所有者が複数存在する場合には、本市に在住する所有者全員に市税の滞納がなく、所有者全員の補助事業実施に対する同意を得られる者であること。

(補助の対象件数)

第3条 補助の対象となる耐震シェルターの件数は、1補助対象住宅につき1件とする。

(基本方針)

第4条 施工者は、耐震シェルターの設置を、この要綱、建設業法その他関係法令に基づいて行なわなければならない。

2 施工者は、補助事業者の意向を尊重し、良心的かつ誠意を持って業務にあたらなければならない。

3 施工者は、耐震シェルターの設置に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。

4 施工者は、耐震シェルターの設置により知り得た補助事業者及び補助対象住宅の情報を、補助事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 施工者は、市民に対し、次の各号のいずれかの不当な方法により耐震シェルターの設置の勧誘を行ってはならない。

(1) 千葉県耐震シェルター設置費補助事業の内容を偽る。

(2) 重要な情報を告げない。

(3) 誤解を招くような情報を提供する。

(施工)

第5条 施工者は、平面図及び詳細図（以下「設計図」という。）に基づき耐震シェルターの設置を行なわなければならない。

(仕様の変更)

第6条 施工者は、設計で定めた材料の仕様を変更しようとする場合、補助事業者と協議するものとする。

2 施工者は、前項の規定による協議の結果、補助事業者の了解が得られたとき、当該仕様を変更し、施工することができるものとする。

(設計変更)

第7条 耐震シェルターの設置に係る契約を締結した後、設計の変更を検討する必要が生じた場合、施工者は、その内容を、補助事業者に説明しなければならない。

2 補助事業者から設計を変更する旨の通知がなされ、新たな設計図が提出された場合、施工者は、その内容を確認するものとする。

3 施工者は、設計変更の内容を確認した結果、設置費に変更が生じると判断したときは、当該設計図に基づく見積書を補助事業者に提出し、協議するものとする。

4 施工者は、次のいずれにも該当するとき、新たな設計図に基づき、変更に係る契約を締結し、設置を行うものとする。

(1) 設計の変更について補助事業者と合意したとき。

(2) 設計の変更（軽微な変更を除く）に係る市長の承認が得られたとき。

(補助金の交付)

第8条 市長は、市民が補助対象住宅に耐震シェルターを設置する場合、予算の範囲内において、耐震シェルターの設置に要する費用の一部を補助することができる。

2 補助金の交付に係る手続き及び様式その他必要な事項は、別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、耐震シェルターの設置に関し、必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。